工藤実 様

総合資産管理分析

▸ご家族の状況

工藤　実	昭和23年1月1日	71歳	男性	石原　さやか	昭和57年1月1日	37歳	女性
工藤　千恵子	昭和26年1月1日	68歳	女性	工藤　光一	昭和59年1月1日	35歳	男性
工藤　良一	昭和53年1月1日	41歳	男性				

相続発生時期	一次　0　年後	二次 10　年後

▸ファイナンシャルゴール

お客様からご回答いただいた財産に係わる目標、 ご希望は以下のとおりです。

- ★ **事業承継(経営の承継、財産の承継)対策を成功させたい。**
- ★ **不動産による運用管理を充実させたい。**
- ★ **次世代、次々世代へ財産を円滑に承継させたい。**

▸家計貸借対照表 (現状分析) - 資産負債の全体像の把握 -

まず、 現在お客さま、 ご家族が保有されているすべての資産と負債を時価で評価して、 可視化し、 その全体像を把握しましょう。家計貸借対照表を作成することにより、見えざる負債である一次、二次相続未払金が試算され、将来の納税に対し、準備が必要であることを確認しましょう。

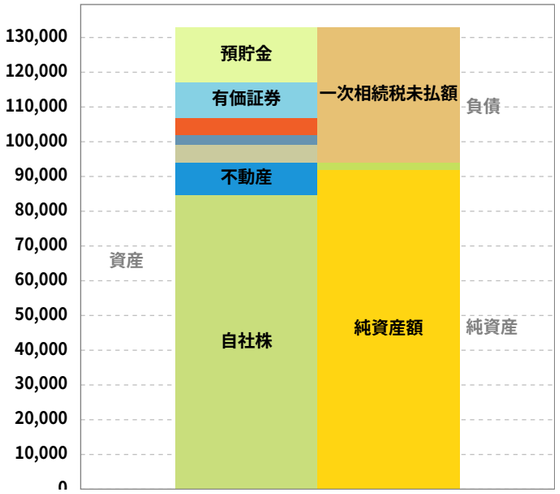

(単位：万円)

資　産		負　債	
預貯金	15,755	一次相続税未払額	38,856
有価証券	10,080	二次相続税未払額	1,936
生命保険	5,000	葬儀費用	0
年金保険	3,000	短期借入金	0
退職慰労金	5,000	(長期) 借入金	0
不動産	9,300	(長期) 事業ローン	0
自社株	84,712	(長期) その他ローン	0
その他の財産	0	預かり保証金 未払金	0
		純資産	
		純資産額	92,056
総資産額	132,848	総資産額	132,848

将来の相続税の納税が家族全体の金融資産から見て可能か否かを分析します

もし今一次相続、二次相続が発生したら預貯金、有価証券、死亡保険金、退職慰労金で相続税が納付困難であることがわかります。

流動比率	95 %	相続税の割合	30.7 %

※一次相続税未払額は今一次相続が発生するとすれば、納付することになる相続額の納付予想額です。
※二次相続税未払額は今一次相続が発生し、その直後に二次相続が発生し、法定相続割合で相続する場合の納付予想額です。
※流動比率 （%） …
（（預貯金＋有価証券＋生命保険、年金保険（死亡保険金）＋退職慰労金） / （一次相続税未払額＋二次相続税未払額＋葬儀費用＋短期借入金）） × 100
※相続の割合（%） …（一次相続税未払額＋二次相続税未払額） / 総資産額 × 100

▸ご家族がお持ちの金融ポートフォリオの分析

お客さまがお持ちの預貯金、株式、債券、投資信託を国内外の短期金融資産、株式、債券等のアセットクラスに区分して時価で評価しました。 リスク許容度から導かれるモデルポートフォリオとお客さまの現在のポートフォリオとの差異を確認しましょう。

アセットクラス	金額 （万円）	配分比率
国内短期	11,000	43 %
国内債券	0	0 %
国内株式	4,276	17 %
国内ＲＥＩＴ	0	0 %
外国短期	4,755	18 %
外国債券	5,020	19 %
外国株式	783	3 %
外国ＲＥＩＴ	0	0 %
オルタナティブ等	0	0 %
コモディティ	0	0 %
合計	25,836	100 %

※評価基準日 ：2019/10/02

現状ポートフォリオ

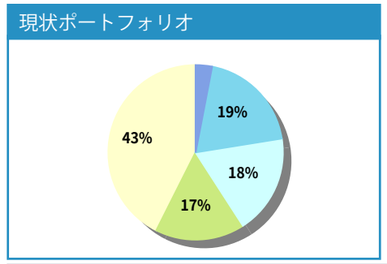

モデルポートフォリオ

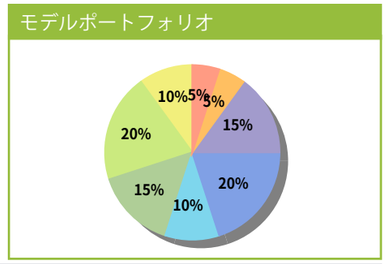

現状ポートフォリオ診断

お客さまの資産運用に対する考え方は、やや積極的と評価され、投資元本の安定的運用よりも資産の成長を優先するタイプの投資家と診断されます。
それに対し、現状のポートフォリオはモデルポートフォリオに比べ、期待されるリターンは低めです。

▸生命保険の分析 （死亡保障の推移）

ご本人さまに万が一のことがあった場合、 残されたご家族の保障はどうなるのでしょう。
ここでは現在ご契約の生命保険契約に基づき、 ご本人さまに万が一のことがあった場合の保障額の推移について分析を行います。

死亡保障グラフ（ご本人さまに万が一のことがあった場合）

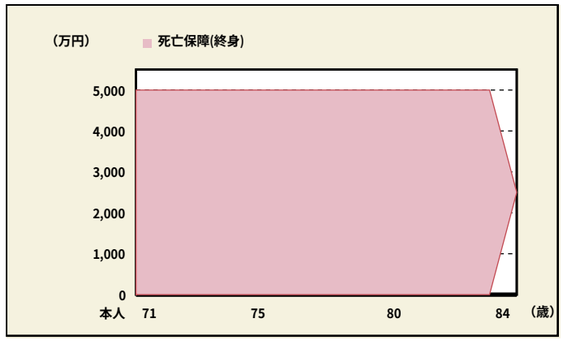

死亡保障内容

現在の死亡保障

うち病気による死亡 ・ 高度障害時	5,000 万円
死亡保険金　一時受取	5,000 万円
死亡保険金　年金受取 （初年度）	0 万円
うちけがによる死亡 ・ 高度障害時	0 万円
所定の要介護状態のとき	0 万円

死亡保障に係わる診断

ご本人さまに現在、万が一のことがあった場合の保障額は5,000万円です。

ご本人さま平均余命時に万が一のことがあった場合の保障額は5,000万円です。

▸個人年金保険の分析 （老後保障の推移）

老後の生活において安定した収入の柱となるのは公的年金です。しかし、公的年金だけでは豊かな老後をむかえるために現在では老後の生活資金に不安を抱える方も多いと思われます。 ここではご契約の個人年金保険の年金受給額の推移を表します。

老後保障グラフ （年金受取人 ： 本人）

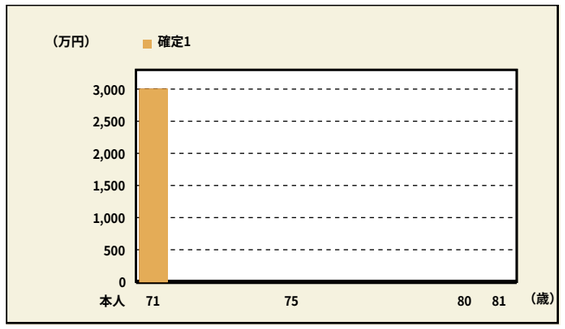

老後保障内容

一生涯に受取る年金額総額	3,000万円

老後保障に係わる診断

ご本人さまが76歳時にお受取になる年金額は年額0円です。

ご本人さまが平均余命時にお受取になる年金額は年額0円です。

工藤実 様

総合資産管理分析

▸相続財産及び相続税に係わる分析　～一次相続～

一次相続発生時期を　0　年後とした場合

一次相続発生時の課税価格および相続税の試算結果を確認しましょう。

課税価格（合計）

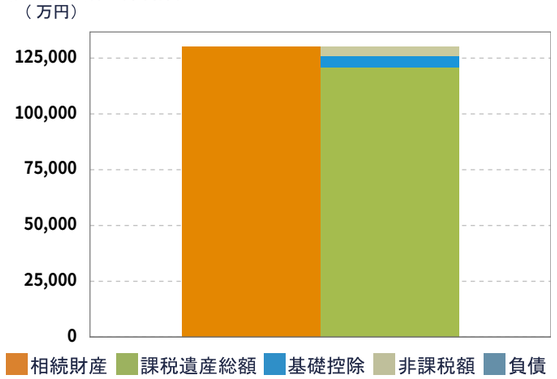

相続人別相続財産の割合

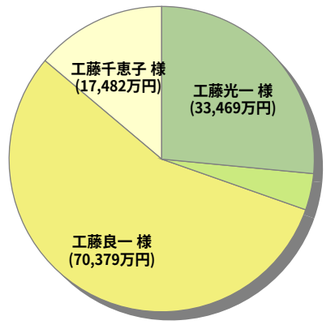

▸相続人別納税可能性分析（ 現状分析 ）

相続人ごとに相続税の納税が可能か否かを分析します。

●お持ちの金融資産だけでは、相続税の納税が難しいと予想されます。
●相続人の中に、相続税の納付が困難な方が発生すると予想されます。

納税予想額　納税準備　余剰不足　葬式費用　短期借入金

（単位：万円）

工藤千恵子 様

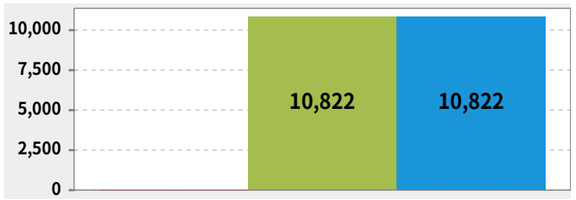

工藤光一 様

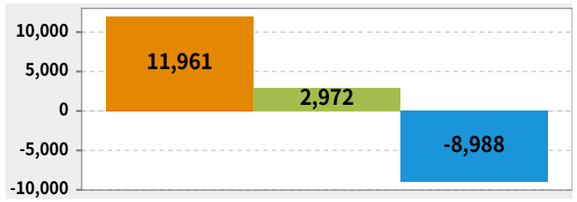

工藤良一 様

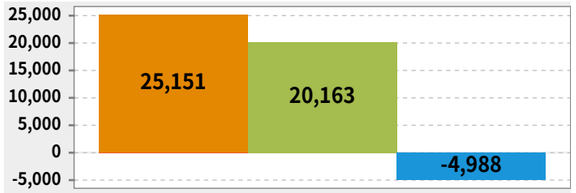

石原さやか 様

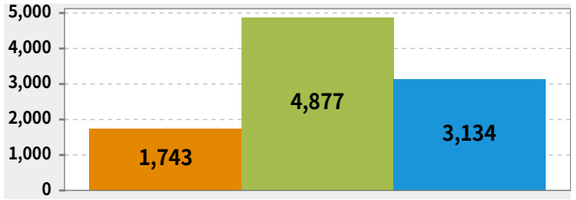

その他合計

▸お客さまの資産全体に係わる診断結果

診断結果はお客さまが現在保有されている資産、 保険について留意すべき診断内容を表しています。
お客さまにご回答いただいたご家族の状況、 保有資産の状況に基づいて分析を行い、①金融ポートフォリオ②保険③税務の3つの観点から今後考慮すべき対策をご提案致します。

分析対象	診断結果	ご考慮されるべき対策
金融ポートフォリオ	現状のポートフォリオは、伝統的資産クラス以外への投資がない状況です。	オルタナティブ資産、コモディティ、REITへの投資の余地がないか、再度チェックしましょう。
	現在のポートフォリオは課税の繰延べが可能な商品の割合が非常に低いと思われます。	変額年金保険に投資することのにより課税繰り延べによる複利運用の効果を考えましょう。
	長期投資が可能な普通預金残高があります。	もし、短期的に支出イベントがないなら、長期投資の可能性を検討しましょう。
生保・個人年金	現在加入されている保険契約が、満了になります。	更新可能な保険契約であれば、更新の可否を意思決定し、更新できない保険契約であれば、別の保険契約を今から検討しましょう。
	お子様の独立が近づいています	保険の見直しをしましょう
税務	30歳未満のお子さま、お孫さま、ひ孫さまがいらっしゃいます。	『教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置』を利用することで、最大1,500万円まで非課税で教育費の贈与が可能です。ご検討されてはいかがでしょうか。
	相続人の方の中に、将来相続税の納付で苦慮される可能性が高い方がいらっしゃいます。	今から納税準備対策をご検討されるか、財産分割のあり方を再度ご検討される必要があります。
	財産中の自社株の割合が高く、相続税の納付が重い負担となる可能性があります。	新事業承継税制の特例の適用により、自社株に係る贈与税、相続税の納税猶予、免除により、相続税の納付を大きく軽減できる可能性があります。

特例事業承継税制の概要

工藤実 様

WEALTH MANAGEMENT WORKSTATION

作成日 2019年10月02日

1 「一般税制」と「特例税制」の比較

	項目	一般	特例
適用要件	対象株式	2/3が対象	全株が対象
	猶予割合	80%(全体は、2/3×80%=53%)	100%
	贈与パターン	一人の経営者から一人の後継者	複数の株主から3人までの後継者
継続要件	雇用者数	5年平均8割以下で、全額納付	5年平均8割未達でも、猶予継続

2 特例を受けるための要件

① 会社の要件

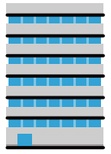

次の会社のいずれにも該当しないこと

a. 上場会社

b. 中小企業者に該当しない会社

c. 風俗営業会社、資産管理会社(一定の要件を満たすものを除きます。)

d. 総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。)が零の会社、従業員数が零の会社(特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には従業員数が5人未満の会社)

中小企業要件

当該会社が、中小企業者(会社)(注)に該当すること

(注)「中小企業者」とは、中小企業基本法でさだめるもののほかに、政令で規定された個別の業種等に係る会社をいいます

業種		資本金	又は	従業員
製造業その他		3億円以下		300人以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます)			900人以下
卸売業		1億円以下		100人以下
小売業		5,000万円以下		50人以下
サービス業				100人以下
	ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
	旅館業	5,000万円以下		200人以下

厳しい基準

② 贈与者(先代経営者)の要件

a. 会社の代表権を有していたこと

b. 贈与時において、会社の代表権を有していないこと(代表取締役辞任直後に株式を贈与)

c. 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと

③ 受贈者(後継者)の要件

a. 会社の代表権を有していること(3人まで)

b. 20歳以上であること

c. 役員等の就任から3年以上を経過していること

d. 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

d. 上記に加えて、議決権数10%以上を有する者

④ 担保提供

納税が猶予される贈与税額、相続税額、及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

注)特例の適用を受ける非上場株式等を全ての担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

3 特例承認計画

経営革新等支援機関の指導のもと、「特例承認計画」を作成し、知事に提出し認定を受ける。5年間の提出期間が定められている。

4 特例を受ける一般的なパターン

特例期間(2018年1月1日～2027年12月31日)に贈与・相続があれば、特例の対象となる。

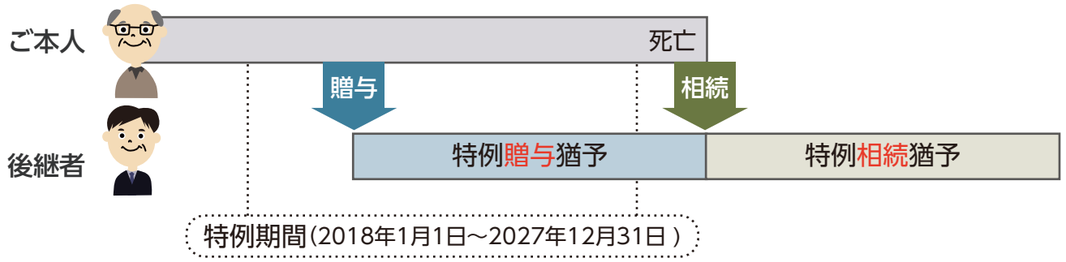

5 事業の継続要件

贈与税・相続税の納税猶予の適用開始から、5年間は厳しい事業継続要件がある。

① 代表者であること。
② 雇用の8割以上を5年平均で維持。
③ 贈与・相続した株式を継続保有。

雇用の8割を維持できない場合、その理由記した書類等を都道府県に提出することにより納税猶予継続。M&Aや解散の場合、再計算による税額の減免。

6 適用を受けた後の報告義務

都道府県庁に報告

5年間は、毎年報告・届出

税務署長に報告

5年間は、毎年報告・届出 → 以後、3年ごとに届出

特例事業承継税制の概要

工藤実 様

WEALTH MANAGEMENT WORKSTATION

作成日 2019年10月02日

7 事業承継税制を適用した場合の税額軽減効果

▶ 相続税の税額軽減効果

(単位:万円)

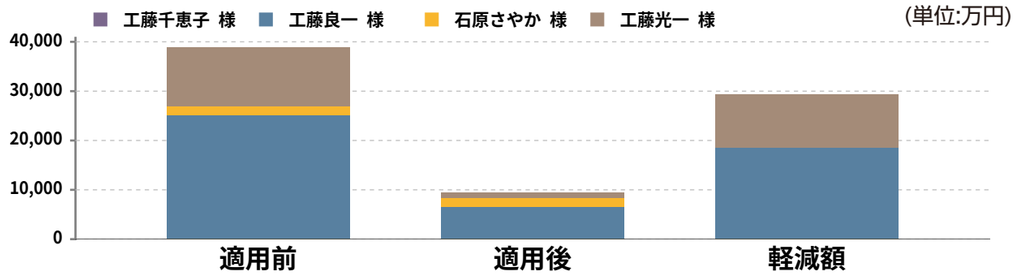

	工藤千恵子 様	工藤良一 様	石原さやか 様	工藤光一 様		合計
適用前	0	25,151	1,743	11,961		38,855
適用後	0	6,533	1,743	1,140		9,416
軽減額	0	18,618	0	10,820		29,438

合計は、38,855万円から9,416万円に75%軽減します。
工藤良一 様は、25,151万円から6,533万円に74%軽減します。
工藤光一 様は、11,961万円から1,140万円に90%軽減します。

8 遺留分のチェック

相続財産	119,848万円

※小規模宅地等の特例は、適用しない金額。
※死亡保険金、死亡給付金、退職金は除く。

相続人	遺留分	遺留分金額	現状	適用後	判定
工藤千恵子 様	1/4	29,962	17,482	17,482	×
工藤良一 様	1/12	9,987	61,379	61,379	○
石原さやか 様	1/12	9,987	4,877	4,877	×
工藤光一 様	1/12	9,987	33,469	33,469	○

遺留分が侵害されている相続人の方がいます。
遺産分割協議の見直しが必要です。

9 事業承継税制を適用した場合の相続人別の納税可能性分析

▶ 相続財産及び相続税に係わる分析（一次相続）

一次相続発生時期を0年後とした場合
一次相続発生時の課税価格および相続税の試算結果を確認しましょう。

(単位:万円)

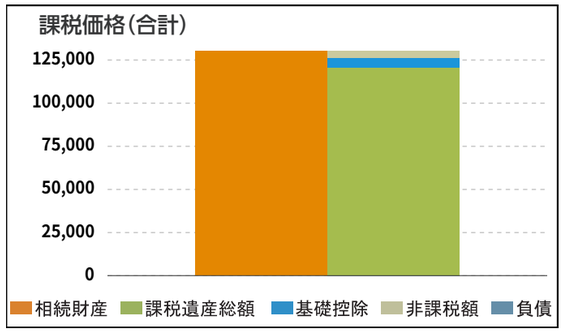

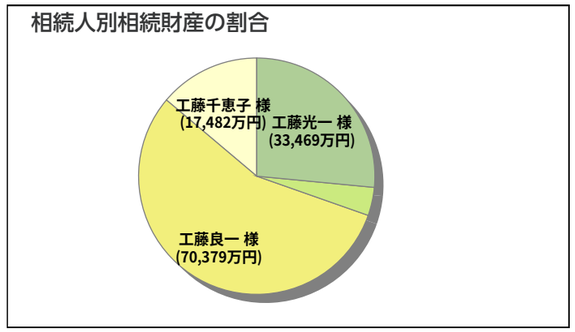

▶ 相続人別納税可能性分析（事業承継税制適用）

●お持ちの金融資産だけでは、相続税の納税が難しいと予想されます。
●相続人の中に、相続税の納付が困難な方が発生すると予想されます。

相続人ごとに相続税の納税が可能か否かを分析します。

納税予想額　納税準備　余剰不足　葬式費用　短期借入金

(単位:万円)

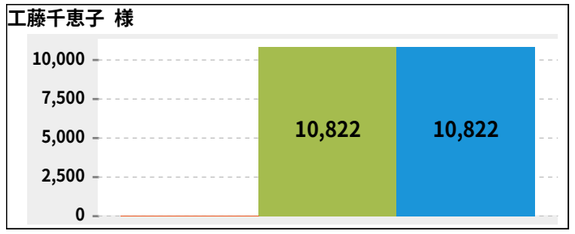

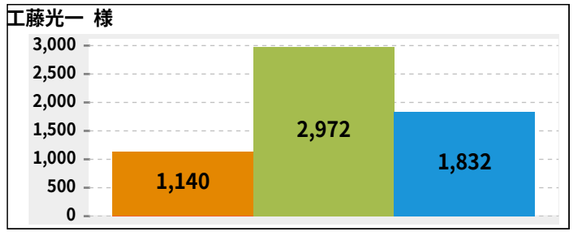

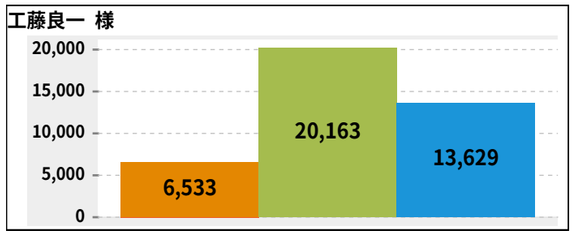

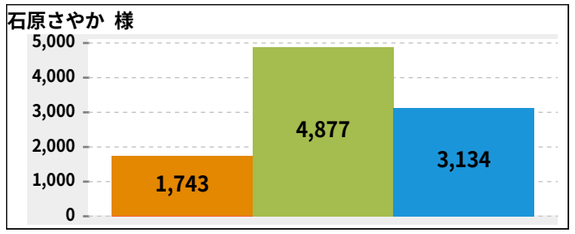

「相続税」・「贈与税」に関連する主な税制度

工藤実 様

WEALTH MANAGEMENT WORKSTATION
作成日 2019年10月02日

1 財産債務調書の提出

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律　第六条の二

提出基準：「所得金額が2,000万円超」かつ「財産価額3億円以上または有価証券等の価額1億円以上」
記載内容：財産の種類・数量・価額、債務の金額と、所在・有価証券の銘柄・取得価額等。
提出期限：その年の翌年の3月15日。

2 結婚・子育て資金の一括贈与

租税特別措置法　七十条の二の三

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。親・祖父母（贈与者）は、金融機関に子・孫（20歳以上50歳未満。受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。子・孫ごとに1,000万円までを非課税とする。贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しについては、贈与税を課税。

3 相続税の基礎控除

相法15条

基礎控除額 ＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人

4 相続税の税率

相法16条

法定相続に基づく取得金額	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	－
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

5 小規模宅地等の特例

租特法69条の四

		限度面積	
A	事業用	400㎡	A・B 完全併用可能
B	居住用	330㎡	
C	貸付用	200㎡	AB・C 限定併用
限定併用の調整式		A×200/400+B×200/330+C≦200㎡	

6 未成年者控除と障害者控除

相法19条の三、相法19条の四

未成年者控除 20歳までの1年につき10万円

障害者控除 85歳までの1年につき10万円（特別障害者については20万円）

7 相続時精算課税制度

相法21条の九

相続時精算課税制度	
贈 与 者	60歳以上の祖父母・親
受 贈 者	20歳以上の子・孫
選択届出	必要（相続時まで継続適用）
控　除	2,500万円まで複数年で使用可
税　率	20%
相 続 時	贈与時の評価額で相続財産に加算

8 贈与税の税率

相法21条の七

贈与財産は、特例贈与財産と一般贈与財産に分かれます。

特例贈与財産･･･20歳以上の子や孫が直系尊属（両親や祖父母）から贈与を受けた場合
一般贈与財産･･･特例贈与財産以外の場合

基礎控除後の課税価格	特例贈与財産 特例税率		一般贈与財産 一般税率	
	税率	控除額	税率	控除額
～200万円以下	10%	－	10%	－
200万円超～300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超～400万円以下			20%	25万円
400万円超～600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超～1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超～1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超～3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超～4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超～	55%	640万円		

一次相続における保有財産明細

資産名等	備考	評価額	相続人					
			工藤 千恵子 様	工藤 良一 様	石原 さやか 様	工藤 光一 様		
(現預金)								
普通預金	国内短期	80,000,000	19,047,616	41,904,768	19,047,616			
MMF/MRF	国内短期	30,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000		
普通預金（米ドル）	外国短期	47,555,200	23,777,600	7,925,866	7,925,866	7,925,866		
小計		157,555,200	57,825,216	54,830,634	31,973,482	12,925,866		
(有価証券)								
富士通	国内株式	42,765,000	21,382,500	7,127,500	7,127,500	7,127,500		
ハイブリッド・インカムオープン	外国債券	50,208,000	25,104,000	8,368,000	8,368,000	8,368,000		
大和住銀ＤＣ外国株式ファンド	外国株式	7,831,800	3,915,900	1,305,300	1,305,300	1,305,300		
小計		100,804,800	50,402,400	16,800,800	16,800,800	16,800,800		
(生命保険)								
終身保険	オリックス生命保険株式会社	50,000,000		50,000,000				
小計		50,000,000	0	50,000,000	0	0		
(年金保険)								
確定年金	ソニー生命保険株式会社	30,000,000		30,000,000				
小計		30,000,000	0	30,000,000	0	0		
(死亡退職金)								
退職慰労金		50,000,000		50,000,000				
小計		50,000,000	0	50,000,000	0	0		
(土地)								
自宅（土地）　※小規模宅地等の評価減の特例適用	240.00㎡	6,600,000	6,600,000					
小計		6,600,000	6,600,000	0	0	0		
(建物)								
自宅（建物）	165.00㎡	60,000,000	60,000,000					
小計		60,000,000	60,000,000	0	0	0		
(自社株)								
森永水産		542,160,000		542,160,000				
森永水産		304,965,000				304,965,000		
小計		847,125,000	0	542,160,000	0	304,965,000		
財産合計		1,302,085,000	174,827,616	743,791,434	48,774,282	334,691,666		
負債合計		0	0	0	0	0		
生命保険非課税額		20,000,000		20,000,000				
死亡退職金非課税額		20,000,000		20,000,000				
非課税額合計		40,000,000	0	40,000,000	0	0		
課税価格		1,262,083,000	174,827,000	703,791,000	48,774,000	334,691,000		
相続割合			13.85%	55.76%	3.86%	26.52%		
基礎控除		54,000,000						
課税遺産総額		1,208,083,000						
相続税額		451,040,000	62,479,227	251,519,031	17,430,728	119,611,015		

※評価額は今現在の相続税評価額です。

一次相続における保有財産明細

資産名等	備考	評価額	相続人					
			工藤 千恵子 様	工藤 良一 様	石原 さやか 様	工藤 光一 様		
税額加算		0	0	0	0	0		
税額控除		62,479,227	62,479,227	0	0	0		
納付税額		388,560,000	0	251,519,000	17,430,000	119,611,000		

※評価額は今現在の相続税評価額です。

二次相続における保有財産明細

資産名等	備考	配偶者財産	評価額	相続人				
				工藤 良一 様	石原 さやか 様	工藤 光一 様		
(現預金)								
普通預金	国内短期		19,047,616	6,349,205	6,349,205	6,349,205		
MMF/MRF	国内短期		15,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000		
普通預金（米ドル）	外国短期		23,777,600	7,925,866	7,925,866	7,925,866		
小計			57,825,216	19,275,072	19,275,072	19,275,072		
(有価証券)								
富士通	国内株式		21,382,500	7,127,500	7,127,500	7,127,500		
ハイブリッド・インカムオープン	外国債券		25,104,000	8,368,000	8,368,000	8,368,000		
大和住銀ＤＣ外国株式ファンド	外国株式		3,915,900	1,305,300	1,305,300	1,305,300		
小計			50,402,400	16,800,800	16,800,800	16,800,800		
(年金保険)								
確定年金	ソニー生命保険株式会社		0					
小計			0	0	0	0		
(死亡退職金)								
退職慰労金			0					
小計			0	0	0	0		
(土地)								
自宅（土地）　※小規模宅地等の評価減の特例適用	240.00㎡		6,600,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000		
小計			6,600,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000		
(建物)								
自宅（建物）	165.00㎡		60,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000		
小計			60,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000		
(自社株)								
森永水産			0					
森永水産			0					
小計			0	0	0	0		
財産合計			174,827,616	58,275,872	58,275,872	58,275,872		
負債合計			0	0	0	0		
生命保険非課税額			0					
死亡退職金非課税額			0					
非課税額合計			0	0	0	0		
課税価格			174,825,000	58,275,000	58,275,000	58,275,000		
相続割合				33.33%	33.33%	33.33%		
基礎控除			48,000,000					
課税遺産総額			126,825,000					
相続税額			19,365,000	6,455,000	6,455,000	6,455,000		
税額加算			0	0	0	0		
税額控除			0	0	0	0		
納付税額			19,365,000	6,455,000	6,455,000	6,455,000		

※評価額は今現在の相続税評価額です。

工藤実 様

暦年贈与額最適化分析

▸ご家族の情報（ご本人様＋法定相続人）

工藤　実	昭和23年1月1日	71歳	男性
工藤　千恵子	昭和26年1月1日	68歳	女性
工藤　良一	昭和53年1月1日	41歳	男性

石原　さやか	昭和57年1月1日	37歳	女性
工藤　光一	昭和59年1月1日	35歳	男性

▸課税価格試算

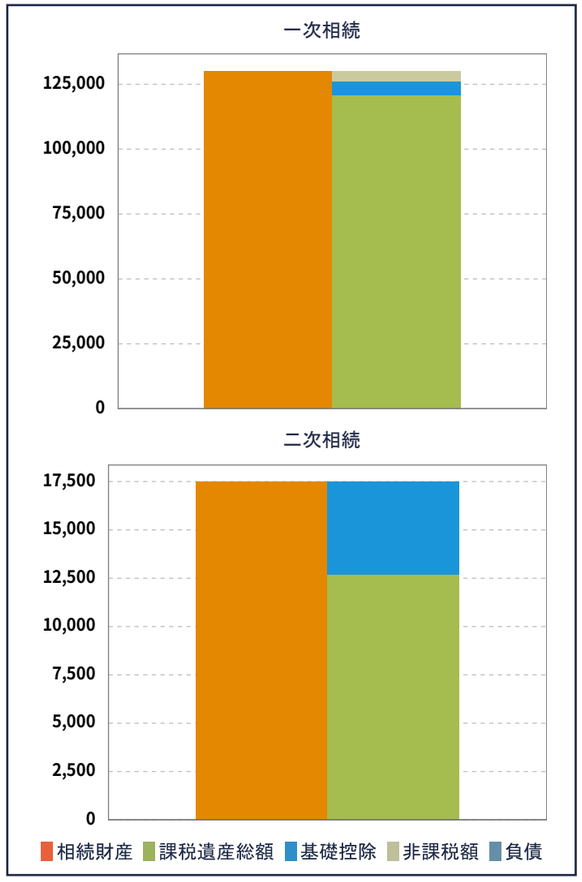

（単位：万円）

課税価格の試算	一次相続	二次相続
預貯金	15,755	5,782
有価証券	10,080	5,040
生命保険	5,000	0
年金保険	3,000	0
退職慰労金	5,000	0
不動産	6,660	6,660
自社株	84,712	0
その他財産	0	0
相続財産合計	130,208	17,482
葬儀費用	0	0
借入金	0	0
負債合計	0	0
生命保険金非課税額	2,000	0
死亡退職金非課税額	2,000	0
非課税額合計	4,000	0
課税価格	126,208	17,482
基礎控除	5,400	4,800
課税遺産総額	120,808	12,682

▸贈与計画の内容

贈与を受ける人数	贈与期間	適用される贈与税
3人	10年	**特例税率**

配偶者の相続割合	法定相続人
13.85%	4人

適用される贈与税について、平成27年1月1日より、直系尊属※1から贈与により財産を取得した受贈者については「特例税率※2」が適用されます。それ以外の場合は、「一般税率」が適用されます。
※1 直系尊属とは、自分より上の世代の直系親族。父母や祖父母など。 ※2 贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上の受贈者の場合に適用。

▸暦年贈与額最適化の分析結果

- 最適贈与額は **1,610**万円です。
- 3人の方に 一人当たり年間 1,610万円、合計 4,830万円を 10年間贈与すると、納税額は 7,646万円軽減されます。
- 毎年、一人当たりの贈与税額は 410万円、合計 1,230万円です。

▸納税額の比較

暦年贈与対策前後の納税額を確認しましょう。

（単位：万円）

	贈与対策前	贈与対策後	差額
相続税	40,793	20,846	19,946
一次相続	38,857	20,097	18,759
二次相続	1,935	748	1,187
贈与税	0	12,300	-12,300
合計	40,793	33,146	7,646

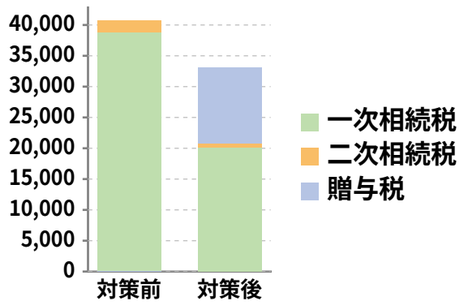

▸暦年贈与対策の効果

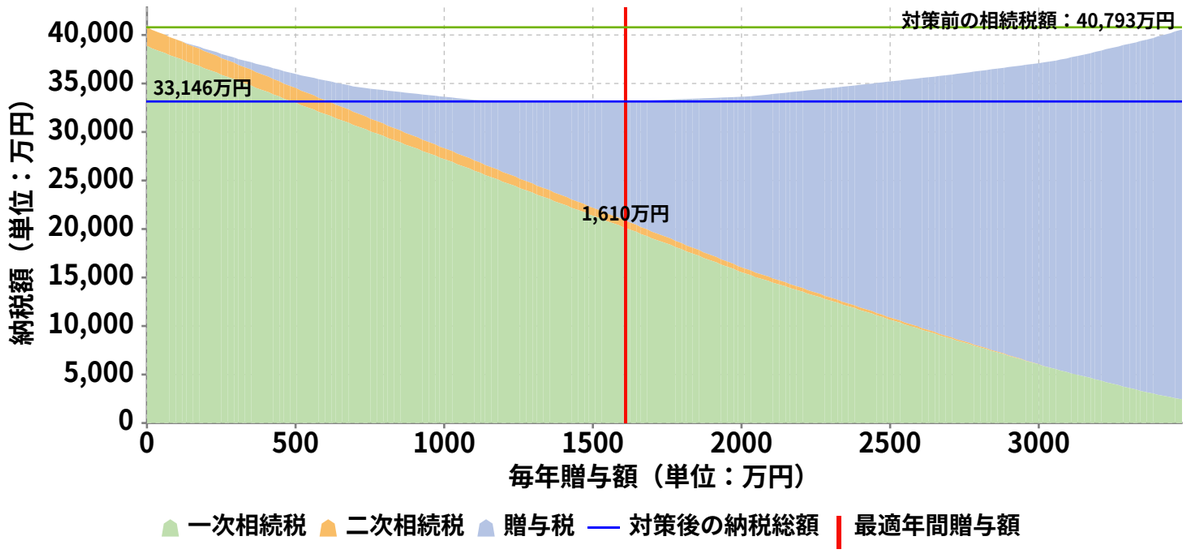

工藤実 様

配偶者相続割合最適化分析

▸配偶者相続割合の最適化分析結果

- 一次相続における配偶者様の相続割合を 27.6 %とすると、一次二次相続の合計額が最小となります。
- 一次相続税 32,655 万円、二次相続税 6,913 万円、合計納税額 39,568 万円になります。
- 配偶者相続割合最適化により、一次相続税と二次相続税の合計納税額は 1,224 万円軽減されます。

▸配偶者の相続割合最適化の効果

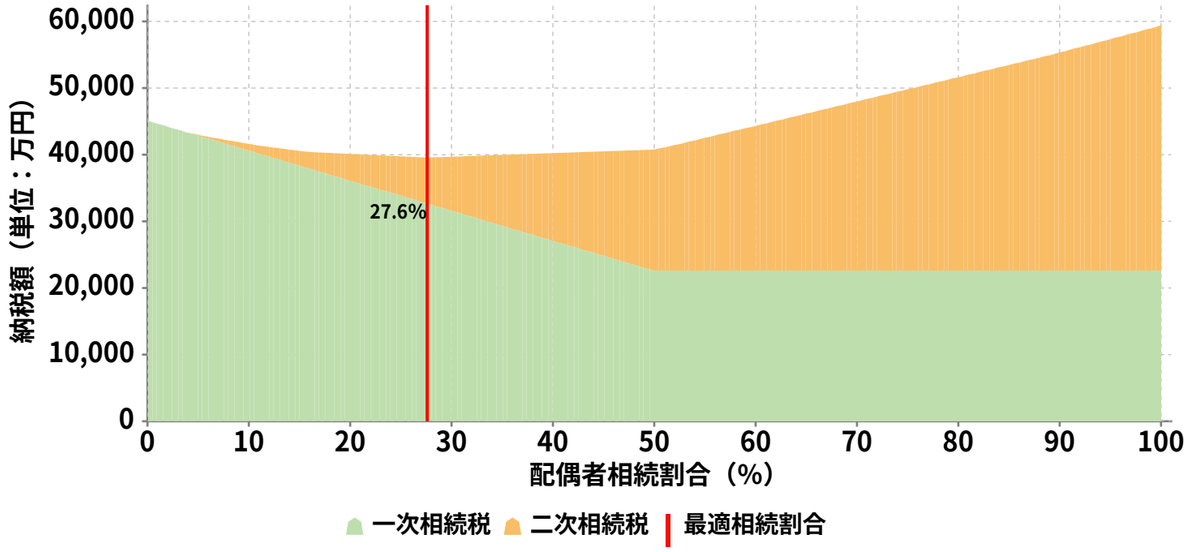

▸納税額の比較

配偶者相続割合最適化前後の納税額を確認しましょう。

（単位：万円）

	最適化前	最適化後	差額
一次相続税	38,857	32,655	6,202
二次相続税	1,935	6,913	-4,978
合計	40,793	39,568	1,224

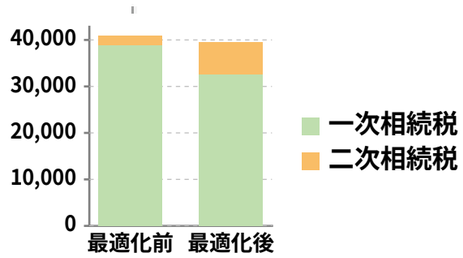

▸配偶者最適相続割合における暦年贈与額の最適化分析結果

- 一次相続における配偶者様の最適相続割合 27.6 %における最適贈与額は 1,610 万円です。
- 3 人の方に一人当り年間 1,610 万円、合計 4,830 万円を 10 年間贈与すると、さらに、納税額は 7,467 万円軽減されます。
- 毎年、一人当たりの贈与税額は 410 万円、合計 1,230 万円です。
- 配偶者相続割合最適化および最適贈与により、納税額は合計 8,691 万円軽減されます。

▸暦年贈与対策の効果（配偶者の相続割合最適化後）

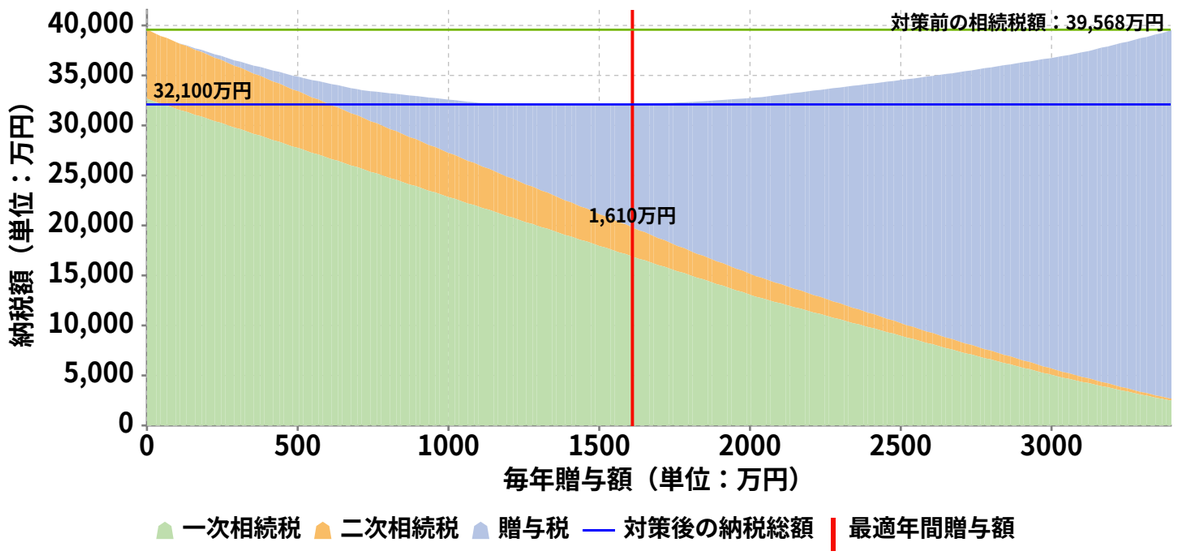

計算における前提条件は以下の通りです。

※最適贈与額の計算は、暦年贈与のみを分析対象としています。贈与可能な金額は、一次相続の課税遺産総額を限度としています。
※贈与税率には、「一般税率」と「特例税率」のいずれかが適用されます。なお、贈与期間中において税率は変更がないものとしています。
※贈与期間が終了した時点で一次相続が発生するものとし、一次・二次の相続発生時期から計算した年数により相次相続控除を計算しています。
※贈与に伴う資金流出以外の課税価格の変動は、考慮していません。相続開始前3年以内の贈与財産は、相続財産に加算していません。
※相続税の計算においては、配偶者税額軽減と相次相続控除以外の税額加算・税額控除は対象としていません。

取引相場のない株式の評価

会社名　森永水産

WEALTH MANAGEMENT WORKSTATION
作成日 2019年10月02日

株価のご案内

会社規模	大会社
評価区分	一般の評価会社
評価方式	類似業種比準価額
1株当たりの価額	13,554 円
発行済株式数	60,000 株
株式の評価総額	813,240,000 円

御社の株価は、類似業種株価と比較して

①1株(50円)当たりの年配当金額は 1.12 倍
②1株(50円)当たりの年利益金額は 1.75 倍
③1株(50円)当たりの純資産価額は 1.98 倍
④1株(50円)当たりの比準価額が 1.14 倍
となっています。

株主及び評価方式の判定

▸ 議決権情報

納税義務者の議決権数	60,000
納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数	80,000
筆頭株主グループの議決権の合計数	80,000
評価会社の発行済株式又は議決権の総数	100,000

株主の判定			評価方式
同族株主等	少数株式所有者以外		原則的評価方式等
	少数株式所有者該当の場合(右の欄の上から下の優先順で判定)	役員である	原則的評価方式等
		納税義務者が中心的な同族株主である	原則的評価方式等
		納税義務者以外に中心的な同族株主(又は株主)がいる	配当還元方式
		上記以外	原則的評価方式等
同族株主等以外の株主			配当還元方式

会社規模の判定

直前期期末の総資産価額(帳簿価額): 367,139 万円　直前期期末以前1年間における従業員数: 70人以上
直前期期末以前1年間の取引金額: 976,127 万円　業種: 卸売業
※継続勤務従業員以外の場合、労働時間の合計時間数/1,800時間で計算する

会社規模: 大会社

▸ 直前期期末以前1年間における従業員数が70人以上 ➡ 大会社
▸ 直前期期末末以前1年間における従業員数が70人未満

① 直前期期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				② 直前期期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模としの割合(中会社)の区分	
総資産価額(帳簿価額)				取引金額				
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	従業員数	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	15億以上	15億以上	35人超	30億以上	20億以上	15億以上	大会社	
4億円以上20億円未満	5億円以上15億円未満	5億円以上15億円未満	35人超	7億円以上30億円未満	5億円以上20億円未満	4億円以上15億円未満	0.90	中会社
2億円以上4億円未満	2億5,000万円以上5億円未満	2億5,000万円以上5億円未満	20人超35人以下	3億5,000万円以上7億円未満	2億5,000万円以上5億円未満	2億円以上4億円未満	0.75	
7,000万円以上2億円未満	4,000万円以上2億5,000万円未満	5,000万円以上2億5,000万円未満	5人超20人以下	2億円以上3億5,000万円未満	6,000万円以上2億5,000万円未満	8,000万円以上2億円未満	0.60	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

※①(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)と②とのいずれか上位の区分により判定します。

会社の評価区分

▸ 課税時期現在

総資産価額(相続税評価額)	- 万円
株式等の価額の合計(相続税評価額)	- 万円
土地等の価額の合計額(相続税評価額)	- 万円

1. 医療法人　該当　非該当
2. 株式等の保有割合が50%以上である場合、株式等保有特定会社に該当します。

評価区分		
一般の評価会社		
特定の評価会社	比準要素1の会社	
	株式等保有特定会社	
	土地保有特定会社	
	開業後3年未満の会社等	
	開業前または休業中の会社	
	精算中の会社	

3. 土地保有特定会社

判定基準	会社規模	大会社		中会社		小会社(総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)			
						卸売業	20億円以上	7,000万円以上20億円未満	
						小売・サービス業	15億円以上	4,000万円以上15億円未満	
						上記以外	15億円以上	5,000万円以上15億円未満	
	土地保有割合	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満	70%以上	70%未満	90%以上	90%未満
判定		該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当	該当	非該当

原則的評価方式等

▸ 類似業種比準価額の計算

業種目大分類	製造業
業種目中分類	食料品製造業
業種目小分類	-

直前期期末の資本金等の額	13,500 万円
直前期期末の発行済株式数	100,000 株
直前期期末の自己株式数	0 株
直前期の年配当金額	1,000 万円
直前々期の年配当金額	2,000 万円
直前々期の前期の年配当金額	1,000 万円
直前期の年利益金額	15,821 万円
直前々期の年利益金額	14,645 万円
直前々期の前期の年利益金額	11,267 万円
直前期の純資産価額	156,280 万円
直前々期の純資産価額	143,771 万円

課税時期の属する月	4 月(※最新の類似業種比準株価の直近月です。)
業種番号	11
類似業種目	食料品製造業
類似業種の株価	440 円

※類似業種の株価は課税時期の属する月、前月、前々月の類似業種の株価、前年平均株価、課税時期の属する月以前2年間の平均株価のうち最も低いものです。

1株(50円)当たりの比準価額計算

	年配当金額	年利益金額	純資産価額
評価会社	b 5 円 50 銭	c 56 円	d 578 円
類似業種	B 4 円 90 銭	C 32 円	D 292 円

比準割合 (b/B+c/C+d/D)/3 = 1.63

類似業種の株価 440 × 比準割合 1.63 × 斟酌率 0.7 = 1株(50円)当たりの比準価額 502 円 00 銭

1株当たりの資本金等の額: 直前期期末の資本金等の額 13,500 × 10,000円 ÷ (直前期期末の発行済み株式数 100,000 株 − 直前期期末の自己株式数 0 株) = 1,350 円

1株当たりの比準価額: 1株(50円)当たりの比準価額 502 円 00 銭 × 1株当たりの資本金等の額 1,350 円 ÷ 50円 = 類似業種比準価額 13,554 円

▸ 純資産価額の計算

課税時期現在の純資産価額

	資産の部	負債の部
相続税評価額	367,139 万円	210,858 万円
帳簿価額	367,139 万円	210,858 万円

現物出資等受入資産の価額の合計額

相続税評価額	0 万円
帳簿価額	0 万円

評価差額に対する法人税額等相当額

相続税評価額による純資産価額	156,281 万円	帳簿価額による純資産価額	156,281 万円
評価差額に相当する金額	0 万円	評価差額に対する法人税額相当額(※37%)	0 万円

1株当たりの純資産価額

課税時期現在の純資産価額	156,281 万円	課税時期現在の発行済株式数	60,000 株
課税時期現在の1株当たりの純資産価額	26,046 円	同族株主等の議決権割合50%以下(※80%)	20,836 円

配当還元方式

1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 株

年配当金額 / 1株(50円)当たりの年配当金額: 直前期 1,000 万円　直前々期 2,000 万円　平均 万円
平均 × 10,000円 ÷ 株 = 円 銭

※1株(50円)当たりの年配当金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。

配当還元価額の計算: 1株(50円)当たりの年配当金額 円 銭 ÷ 10% × 1株当たりの資本金等の額 1,350 円 ÷ 50円 = 配当還元価額 円

※配当還元価額が原則の評価方式等により計算した価額を超える場合、原則の評価方式等により計算した価額とします。

[利用のご案内]
■ 取引相場のない株式の評価の計算は、取引相場のない株式(出資)の評価明細書に基づいて行っています。
■ 本資料は取引相場のない株式の評価に関して、結果の表示のみならず、主な判定や計算過程の確認等を目的としています。
■ 事業承継対策等の立案・実行は、公認会計士・税理士・弁護士等の専門家にご相談ください。

工藤実 様

ご利用にあたってのご注意

●このシミュレーションは、 信頼できると判断された出所から入手した各種統計データなどを使用し、 一定の前提のもとで算出したものであり、 その正確性・確実性を保証するものではありません。

●このシミュレーションにおけるモデルポートフォリオは、 各アセットクラスの主要なインデックスの過去の実績および現在の状況等を参考に推計した値（期待収益率、 標準偏差、 相関係数）を用いていますが、 これらの推計データに基づく将来の運用予測はあくまでも投資判断における目安に過ぎず、 その正確性・完全性を保証するものではありません。

●このシミュレーションにおいて表示されるモデルポートフォリオは、 お客さまのリスク許容度、 投資期間等を基に株式会社キャピタル・アセット・プランニング独自の分類に従って算出された参考情報です。 この結果によって特定の金融商品を推奨するものではありません。 投資に関する最終決定はご自身でなさるようにお願いします。

●シミュレーション結果、 分析結果はあくまでも予想値であり、 将来の運用成果を保証するものではありません。 運用状況によっては元本割れのリスクもあります。 なお、 運用予測の数値には手数料、 諸費用は考慮しておりません。

●ご検討にあたっては、 必ず当該商品の「パンフレット」、「商品説明書」、「預金規定」、「ご契約のしおり・約款」、「契約概要」、「注意喚起情報」、「特別勘定のしおり」、「目論見書」をあわせてご覧下さい。 また、 お客さまが現在の資産構成を修正するために投資信託等の金融商品の購入、 解約等を行う場合は、 各種手数料等の費用を支払う必要と、 当該金融商品への投資にかかる損失が確定される場合があることもご考慮下さい。

●このシミュレーションにおける自社株の評価は、 被相続人の保有する株式の全てを一人の相続人が相続したと仮定して株価を計算しています。 株式の評価方法の判定においては、 被相続人の議決権割合等で判定を行っています。

●本シミュレーションは株式会社キャピタル・アセット・プランニングが著作権を保有しております。 許可なく、転用・販売することを固く禁じます。

●本シミュレーションの資産分析、保険分析、税務分析の結果については、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家にご相談下さい。
尚、本システムで作成した資料については、税務申告に利用することは出来ません。

INDEX

各アセットクラスのリスク・リターン・相関係数および過去の実績数値に利用している指数です。

【インデックス（指数名）】

国内短期	無担保コールレート・O/N 月平均/金利	日本銀行	2003年4月 ～ 2018年12月
国内債券	リフィニティブ国内債券インデックス *1	リフィニティブ	2003年4月 ～ 2018年12月
国内株式	TOPIX配当込み指数	東京証券取引所	2003年4月 ～ 2018年12月
外国短期	フェデラルファンズ（FF）・レート 月平均金利	FRB（米国連邦準備制度理事会）	2003年4月 ～ 2018年12月
外国債券	リフィニティブ外国債券インデックス（除く日本、円ベース、ヘッジ無し）*1	リフィニティブ	2003年4月 ～ 2018年12月
外国株式	MSCI KOKUSAI (WORLD EX JAPAN) *2	MSCI	2003年4月 ～ 2018年12月
国内 REIT	東証REIT指数（配当込み指数）	東京証券取引所	2003年4月 ～ 2018年12月
外国 REIT	MSCI World /REITs *2	MSCI	2006年4月 ～ 2018年12月
コモディティ	Reuters/Jefferies-CRB(Commodity Research Bureau) INDEX	Commodity Research Bureau	2003年4月 ～ 2018年12月
ヘッジファンド	TremontヘッジファンドIDX	CreditSuisse	2003年4月 ～ 2018年12月

＊1 リフィニティブ国内債券インデックスとリフィニティブ外国債券インデックスは、リフィニティブ債券インデックスを（株）キャピタル・アセット・プランニングが加工したものです。
＊2 MSCI指数については、（株）キャピタル・アセット・プランニングが円ベースの利回りを計算します。